

振り分け基準

要介護(要支援)認定申請が必要な対象者

○次の各項目のうち、1つ以上該当する場合は要介護(要支援)認定が必要です。

杖をついたり、歩行器を利用してもひとりで歩くことが困難であり、リハビリ等寝たきりにならないためのサービスを希望している。

入浴や体を洗う行為がひとりではできないため、清潔を保つためのサービスの利用を希望している。

服薬や病気の管理のため、訪問看護サービスの利用を希望している。

自宅内を移動することが困難で、手すりや段差解消などの住宅の改修や車いすやベットなど福祉用具の利用を希望している。

物忘れや理解力が乏しくなっており、日常生活に支障を来してきたため、見守りなどのサービスの利用を希望している。

家族の介護力の問題で長時間の預かりなどのサービスの利用を希望している。